

令和7年度 建設工事入札制度に関するお知らせ

令和7年4月から、下諏訪町の建設工事において次のとおり対応します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 週休2日工事の適用について

令和6年4月1日に「下諏訪町週休2日工事实施要領」が制定され、令和6年度においては、設計金額が1,000万円以上（税込）の工事を対象としてきましたが、令和7年度からは、設計金額が1,000万円未満の工事においても、順次、週休2日工事の対応が取れる工事から対象とします。（全ての工事に適用されるわけではありません。）

建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、ご協力をお願いいたします。

<導入開始時期>

令和7年4月1日以後に、入札公告又は通知を行う工事から適用します。

<対象工事>

当初設計金額が、130 万円以上（税込）の建設工事において、週休2日工事の対応が取れる工事

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とします。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工時期等の制約が厳しい工事
- (3) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (4) その他町長が対象工事に適さないと判断する工事

週休2日工事の対象工事は、公告文、仕様書等に対象工事である旨を明記いたします。

不明な点等については、総務課財政係 内線(266)にお問い合わせください。